

大阪府「宿泊税」の変更について

1. 大阪府宿泊税の変更の理由 [大阪府協議書抜粋]

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されることとなっており、同法に規定する住宅宿泊事業に係る施設においても、既に宿泊税の課税対象施設としている特定認定施設と同様に課税対象施設となる1人1泊1万円以上の宿泊料金の設定が想定される。

また、民泊サービスの仲介事業者（宿泊者と宿泊事業者との間の宿泊契約を仲介する事業者）のホームページでは、既に、課税対象となる1人1泊1万円以上の宿泊料金設定を行っている施設が見受けられ、こうした施設の多くは、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設へ移行することも見込まれるところである。

これらのことから、宿泊行為を課税客体として課税する宿泊税において、公平性の観点から、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設を課税対象施設に追加することとしたものである。

2. 大阪府宿泊税の概要

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大阪府域内に所在するホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項から第四項までの営業）、 <u>国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為</u>
税収の使途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、 <u>特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設</u> における宿泊数
納税義務者	大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、 <u>特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設</u> における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・ 1万円以上1万5千円未満のもの 100円 ・ 1万5千円以上2万円未満のもの 200円 ・ 2万円以上のもの 300円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）779百万円
非課税事項	宿泊料金が一人一泊1万円未満の宿泊
徴税費用見込額	（平年度）47百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

大阪府宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。

大阪府宿泊税と消費税は、宿泊行為を行う者の担税力に着目して課税するという点においては共通するところであるが、大阪府宿泊税の課税標準は「ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であり、一定税率で課税した上で前段階税額を控除して納税する仕組みであることから、両者の課税標準が同じであるとは言えない。

② 住民の負担

宿泊行為1回につき100円、200円又は300円は宿泊料金の1%程度（大阪府試算）であり、負担が著しく過重とは言えない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

大阪府宿泊税は、「大阪府域内に所在するホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊施設、住宅宿泊事業法に係る施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

大阪府宿泊税は、「1.」のとおり著しく過重な税負担であるとまでは言えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

また、この宿泊税の使途は、条例において「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用」とされている。税収は、大阪府の観光施策の充実に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであると言える。

政府の観光に関する取組については、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において方針が示されているほか、当該計画の基となっている「明日の日本を支える観光ビジョン(※)」(平成28年3月30日)においては、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保することを検討する方向性が示されており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

(※) 総理大臣を議長とし、関係閣僚等により構成される「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において決定

以上により、今回変更を予定している大阪府宿泊税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。